



開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

宇部市相生町8番1号
宇部興産ビル3階大会議場

資源節約のため、本招集ご通知をお持ち下さいますようお願い申し上げます。

宇部興産株式会社

証券コード4208

第113回

定時株主総会招集ご通知

第113回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	
第8号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬等の額および内容改定の件	
（添付書類）	
事業報告	29
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

株 主 各 位

(証券コード：4208)

2019 年 6 月 6 日

宇部市大字小串1978番地の96

宇部興産株式会社

代表取締役社長 泉原 雅人

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、きたる**6月27日（木曜日）午前10時**より宇部市相生町8番1号**宇部興産ビル3階大会議場**において当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使できますので、お手数ながら5ページから記載の株主総会参考書類をご検討いただき、**3～4ページの「議決権行使についてのご案内」**をご参照のうえ、議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。**なお、受付は午前9時から開始いたします。**
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.ube.co.jp>）に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 宇部市相生町8番1号 宇部興産ビル3階大会議場
3. 目的事項

報告事項

1. 第113期（自2018年4月1日
至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期（自2018年4月1日
至2019年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に
対するストックオプション報酬等の額および内容改定の件

インターネット開示に関する事項

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（<http://www.ube.co.jp>）に記載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 新株予約権等に関する事項
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

監査役が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類の他、当社ホームページに掲載している上記①②③の書類です。会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類の他、当社ホームページに掲載している上記②③の書類です。

株主総会決議ご通知についてのご案内

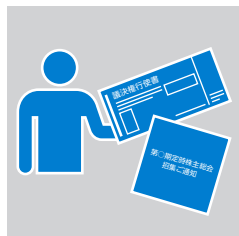
資源節約のため、決議ご通知の送付は取りやめさせていただいております。
株主総会終了後、当社ホームページに決議内容を掲載いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

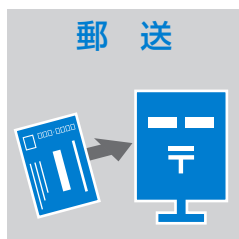
株主総会にご出席いただける場合



- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、当社定款の定めにより、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承下さい。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2019年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始:9時)**

株主総会にご出席いただけない場合



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函下さい。

- こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。

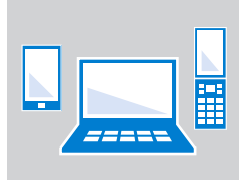
第1号から第8号議案

- ▶ 賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合 : 「否」の欄に○印

- インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

行使期限 **2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分 到着分**まで

インターネット



- 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

行使期限 **2019年6月26日(水曜日)**
午後5時30分 入力分まで



詳細は次頁をご覧ください。



機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

議決権行使手順



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。同封の議決権行使書副票に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

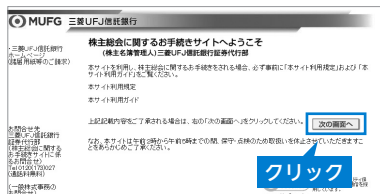
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインして下さい。



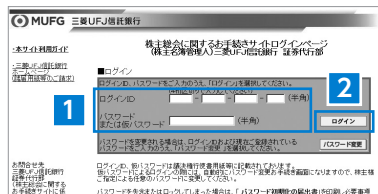
ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトへアクセス



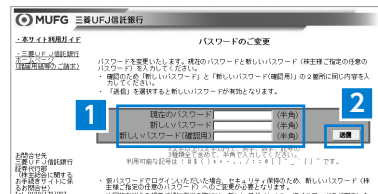
「次の画面へ」をクリック

② ログインする



- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ② 「ログイン」をクリック

③ パスワード登録



- ① 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」「新しいパスワード（確認用）」を入力
- ② 「送信」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使下さい。

! 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

議案および参考事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおり実施したいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき80円

配当総額は8,100,712,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置づけ、これまで継続的な取り組みを進めてまいりました。今般、経営の監督と業務執行をより明確に分離し、取締役会の軸足を経営の監督に移すとともに、監査権や意見陳述権を有する監査等委員が取締役会の議決権を保有することでコーポレート・ガバナンスの更なる向上を図り、また重要な業務執行の決定を取締役へ委任し意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

①監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行います。

②併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。

③上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行います。

なお、任意の委員会である「指名委員会」「評価・報酬委員会」は継続いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部____が変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行通り)
(機関)	(機関)
第4条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行通り)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行通り)

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議又は取締役会より委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会より委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行通り)
第4章 取締役、取締役会及び執行役員	第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員
(取締役の員数及び選任) 第19条 当社の取締役は<u>15名以内とし、株主総会でこれを選任する。</u> 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	(取締役の員数及び選任) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く)</u>は10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、<u>株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。	(取締役の任期) 第20条 取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 補欠又は増員として選任された取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、在任取締役（監査等委員である者を除く）の任期の満了するときまでとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
(代表取締役) 第21条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議により選定する。 代表取締役は各自会社を代表する。	(代表取締役) 第21条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、<u>取締役（監査等委員である者を除く）の中から</u>取締役会の決議により選定する。 代表取締役は各自会社を代表する。
(取締役の役名) 第22条 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名を置くことができる。	(取締役の役名) 第22条 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である者を除く）の中から</u>、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名を置くことができる。

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役に対してこれを発する。<u>但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
<新設> 第24条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。<u>但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第24条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。<u>但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
<新設> (取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。	(取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u>
第25条 (条文省略)	第27条 (現行通り)

現行定款	変更案
(執行役員) 第26条 取締役会の決議により執行役員を置き業務を執行させることができる。執行役員は取締役が兼務することができる。取締役会の決議により執行役員の中から社長1名並びに副社長、専務、常務及びその他役付執行役員を選任することができる。	(執行役員) 第28条 取締役会の決議により執行役員を置き業務を執行させることができる。執行役員は取締役(監査等委員である者を除く)が兼務することができる。取締役会の決議により執行役員の中から社長1名並びに副社長、専務、常務及びその他役付執行役員を選任することができる。
第27条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会	第29条 (現行通り) <削除>
第28条～第32条 (条文省略) (社外監査役の責任限定契約) 第33条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	<削除> <削除>
第6章 計 算	第5章 計 算
第34条～第38条 (条文省略) <新設>	第30条～第34条 (現行通り) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 第113回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。

第3号議案

取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役8名は定款第20条の規定および監査等委員会設置会社への移行により、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役と区別して取締役（監査等委員である者を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当 および重要な兼職の状況		取締役会へ の出席状況	取締役 在任期間 (本総会終結時)
1	やまもと ゆずる 山本 謙 (満66歳)	代表取締役会長	再任	13/13 100%	6年
2	いずみはら まさと 泉原雅人 (満58歳)	代表取締役社長 社長執行役員 CEO 化学カンパニープレジデント	再任	10/10 100%	1年
3	こやま まこと 小山 誠 (満58歳)	専務執行役員 建設資材カンパニープレジデント	新任	—	—
4	ふじい まさゆき 藤井正幸 (満56歳)	常務執行役員 CFO 経営企画部・経理部・財務・IR部 担当	新任	—	—
5	てるい けいこう 照井恵光 (満65歳)	社外取締役 株式会社ブリヂストン 社外取締役 オルガノ株式会社 社外取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	12/13 92.3%	5年
6	ひがし てつろう 東 哲郎 (満69歳)	東京エレクトロン株式会社 取締役 相談役 (2019年6月 退任予定) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 (2019年6月 就任予定)	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—

候補者
番 号

1

やまもと
山本

ゆずる
謙

1953年3月8日生（満66歳）

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当社 入社	2010年 6月	宇部興産機械株式会社 取締役会長 (2013年6月 退任)
2001年 6月	宇部興産機械株式会社 執行役員		
2003年 6月	当社 執行役員 機械・金属成形カンパニー機械 部門長 宇部興産機械株式会社 代表取締役社長	2013年 4月	当社 専務執行役員 社長補佐 兼 グループCCO 並びに購買・物流本部長および総務・人事室管掌
2007年 4月	当社 常務執行役員 機械・金属成形カンパニー バイスプレジデント 兼 機械部門長	2013年 6月	当社 代表取締役 専務執行役員 社長補佐 兼 グループCCO並びに購買・物流本部長および 総務・人事室管掌
2010年 4月	当社 専務執行役員 機械・金属成形カンパニー プレジデント	2015年 4月	当社 代表取締役社長 社長執行役員 グループCEO
		2019年 4月	当社 代表取締役会長 現在に至る

■ 所有する当社株式の数 16,900株 ■ 取締役在任期間 6年 ■ 取締役会への出席状況 13/13回（100%）

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係】

重要な兼職はありません。山本謙氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

山本謙氏は、入社以来機械部門において豊富な業務経験を有し、2003年より宇部興産機械株式会社の代表取締役社長に就任し、事業の黒字化を定着させるなど経営者として十分な実績、経験を有しております。

さらに、2013年から当社代表取締役社長補佐として、2015年から当社代表取締役社長として経営全般に携わり、2019年4月からは当社代表取締役会長として、当社グループの経営の舵取り、およびコーポレート・ガバナンス強化を推進してまいりました。

これらの実績を考慮し、引き続きその職務経験や知見により当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督、コーポレート・ガバナンス強化に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者
番号

2

いずみはら まさと

泉原雅人

1961年1月8日生（満58歳）

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社 入社	2015年 4月	当社 取締役 常務執行役員 化学カンパニーバイスプレジデント 兼 管理部並びに戦略統括部担当 (2015年 6月 取締役退任)
2010年 4月	当社 執行役員 グループCFO並びに経営管理室長 兼 企画部長および総合事務センター担当	2016年 4月	当社 常務執行役員 化学カンパニーバイスプレジデント
2011年 6月	当社 取締役 執行役員 グループCFO並びに経営管理室長および総合事務センター担当	2018年 4月	当社 専務執行役員 化学カンパニープレジデント
2011年 7月	当社 取締役 執行役員 グループCFO並びに経営管理室長	2018年 6月	当社 取締役 専務執行役員 化学カンパニープレジデント
2013年 4月	当社 取締役 常務執行役員 グループCFO並びに経営管理室長	2019年 4月	当社 代表取締役社長 社長執行役員 CEO 化学カンパニープレジデント 現在に至る

所有する当社株式の数

13,900株

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

10/10回（100％）

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。泉原雅人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

泉原雅人氏は、化学部門、経営管理部門ほか幅広い業務経験を有するとともに、グループCFO、経営管理室長、化学カンパニープレジデントなどの要職を務め、2019年4月より代表取締役社長として経営の舵取りを担ってまいりました。

これらの実績を考慮し、2019年度を初年度とする中期経営計画「Vision UBE 2025～Prime Phase～」を推進し、2025年のありたい姿「すべてのステークホルダーに価値を創出し続ける企業」を実現するために取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者
番号

3

こやま
小山まこと
誠

1960年10月18日生（満58歳）

新任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当社 入社	2018年 4月	当社 常務執行役員 建設資材カンパニーバイス プレジデントおよびグループ会社部並びに 技術開発研究所担当
2012年 4月	当社 建設資材カンパニー生産・技術本部技術部長	2019年 4月	当社 専務執行役員 建設資材カンパニープレジデント 現在に至る
2014年 4月	当社 執行役員 建設資材カンパニー生産・技術 本部副本部長 兼 技術開発研究所担当		

■ 所有する当社株式の数

3,900株

■ 取締役在任期間

—

■ 取締役会への出席状況

—

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。小山誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

小山誠氏は、入社以来建設資材部門の生産拠点である苅田セメント工場、伊佐セメント工場、建設資材カンパニー生産・技術部長ほか同部門の要職を務め、2019年より建設資材カンパニープレジデントを務めています。現在は、中期経営計画「Vision UBE 2025～Prime Phase～」に基づき建設資材部門において「安定的な利益・キャッシュフローを創出し、新たな事業の拡大を進める」ための施策を推進しています。

これらの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を取締役候補者に定めました。

候補者
番 号

4 ふじい まさゆき
藤井正幸

1963年3月9日生（満56歳）

新任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当社 入社	2019年 4月	当社 常務執行役員 CFO、経営企画部・経理部・
2008年10月	当社 機能品・ファインカンパニー戦略企画部長		財務・IR部担当
2010年 5月	当社 経営管理室企画部長		現在に至る
2015年 4月	当社 執行役員 グループCFO並びに経営管理室長		

所有する当社株式の数

5,300株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係】

重要な兼職はありません。藤井正幸氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

藤井正幸氏は、化学部門、経営管理部門ほか幅広い業務経験を有するとともに、CFO、経営管理室長として当社の財務戦略を担ってまいりました。

これらの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

候補者
番号

5

てるい けいこう

照井恵光

1953年7月27日生（満65歳）

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2008年 7月 経済産業省 大臣官房技術総括審議官

2014年 6月 当社 社外取締役

2011年 1月 経済産業省 関東経済産業局長

現在に至る

2012年 4月 経済産業省 地域経済産業審議官
(2013年6月 退任)

2016年 3月 株式会社ブリヂストン 社外取締役
現在に至る

2013年 8月 NPO法人テレメータリング推進協議会 理事長
現在に至る

2016年 6月 オルガノ株式会社 社外取締役
現在に至る

2013年10月 一般財団法人化学物質評価研究機構 主席研究員
(2016年10月 退任)

■ 所有する当社株式の数

6,500株

■ 取締役在任期間

5年

■ 取締役会への出席状況

12／13回（92.3%）

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について】

照井恵光氏が社外取締役を務める株式会社ブリヂストンと当社グループとの間において化学製品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は、当社グループ連結売上高の3%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

また、同氏が社外取締役を務めるオルガノ株式会社と当社グループとの間において化学製品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は、当社グループ連結売上高の1%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

なお、同氏は両社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、両社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

上記の理由から同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しており、東京証券取引所等が定める独立役員の要件を満たしております。

【社外取締役候補者とした理由】

照井恵光氏は、長年にわたり経済産業省において化学技術関連の要職を歴任し、化学物質の製品・環境安全や国内の重化学工業の振興に携わり、産業政策、産業技術等の分野での広範な知識、経験を有しております。

現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社社外取締役就任以降、当社取締役会の機能強化に貢献し、社外取締役としての職務を適切に遂行しており、当社の経営体制を更に強化していくことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に定めました。

候補者
番 号

6

ひがし

てつろう

東 哲郎

1949年8月28日生（満69歳）

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	東京エレクトロン株式会社 入社	2013年 6月	東京エレクトロン株式会社 代表取締役会長 兼 社長 CEO
1990年12月	東京エレクトロン株式会社 取締役		
1994年 4月	東京エレクトロン株式会社 常務取締役	2016年 6月	東京エレクトロン株式会社 取締役相談役 現在に至る（2019年6月18日 退任予定）
1996年 6月	東京エレクトロン株式会社 代表取締役社長		
2003年 6月	東京エレクトロン株式会社 代表取締役会長	2018年 5月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 現在に至る
2012年 6月	当社 社外取締役 （2014年6月 退任）	2019年 6月	野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 （2019年6月25日 就任予定）

所有する当社株式の数

1,200株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

東哲郎氏が取締役相談役を務める東京エレクトロン株式会社と当社グループとの間において化学製品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は、当社グループ連結売上高の1%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

また、同氏が社外取締役を務める株式会社セブン&アイ・ホールディングスと当社グループとの間において取引はありません。同氏が社外取締役を務める予定の野村不動産ホールディングス株式会社と当社グループの間においても取引はありません。

なお、同氏は東京エレクトロン株式会社の取締役相談役（6月18日退任予定）、株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよび野村不動産ホールディングス株式会社の社外取締役であり、業務執行は行っていないことから（野村不動産ホールディングス株式会社は6月25日就任予定）、東京エレクトロン株式会社の取締役相談役、株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよび野村不動産ホールディングス株式会社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

上記の理由から同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しており、東京証券取引所等が定める独立役員要件を満たしております。

[社外取締役候補者とした理由]

東哲郎氏は、東京エレクトロン株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化と発展に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、経営全般に関する豊富な知見を有しております。

上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行し、当社の経営体制を更に強化していくことができると判断しましたので、取締役会は同氏を社外取締役候補者に定めました。

- (注) 1. 当社は照井恵光氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
2. 当社は東哲郎氏の取締役としての選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、照井恵光、東哲郎の両氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
4. 取締役照井恵光氏が在任中の2018年2月に、当社は低密度ポリエチレン製品の一部において、お客様との契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことを公表いたしました。6月には調査委員会による調査で品質不適切行為が16事案あることを公表いたしました。同氏は調査委員会の報告書に基づき、再発防止策に対する積極的な提言を行いました。また10月に公表した海外子会社を含む補充調査結果についても、その後の再発防止策の進捗に有用な提言と的確な助言を行いました。
- 同氏は、本件事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。
- 同氏は、本件報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行っておりました。また、本件事実の判明後は、速やかに事実関係および原因究明とコンプライアンス体制強化の徹底を強く求める等、その職務を適切に果たしております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役（監査等委員である者を除く）と区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当 および重要な兼職の状況		取締役会へ の出席状況	監査役会へ の出席状況
1	やまもと あつし 山元 篤 (満60歳)	監査役	新任	13/13 100%	6/6 100%
2	おちあい せいいち 落合 誠一 (満75歳)	社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役 (2019年6月 退任予定) 明治安田生命保険相互会社 社外取締役	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	13/13 100%	6/6 100%
3	しょうだ たかし 庄田 隆 (満71歳)	社外取締役 大東建託株式会社 社外取締役	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	13/13 100%	—

候補者
番 号

1

やまもと
山元

あつし
篤

1959年3月15日生（満60歳）

新任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社 入社	2015年 4月	当社 執行役員 グループCCO並びに総務・人事室長 およびグループCSR担当
2005年 1月	当社 化学生産本部生産統括部宇部ケミカル工場 次長	2017年 4月	当社 執行役員 特命担当
2011年 4月	当社 総務・人事室人事部長 兼 人事グループ リーダー	2017年 6月	当社 監査役 現在に至る
2012年 4月	当社 執行役員 総務・人事室長 兼 人事部長		
2013年 4月	当社 執行役員 総務・人事室長およびグループ CSR担当		

所有する
当社株式の数

5,400株

監査役
在任期間

2年

取締役会への
出席状況

13／13回（100％）

監査役会への
出席状況

6／6回（100％）

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係】

重要な兼職はありません。山元篤氏と当社に間に特別の利害関係はありません。

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

山元篤氏は、労務・人事業務を中心に当社で幅広い業務の経験を持ち、総務・人事室長、グループCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）として当社コンプライアンス体制、および危機管理体制の構築などを積極的に推し進めてまいりました。

また、2017年6月より当社監査役として当社取締役会から独立して、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常の経営活動の監査を行ってまいりました。

上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、取締役会は同氏を監査等委員である取締役候補者に決めました。

候補者
番号

2

おちあい せいいち
落合誠一

1944年4月10日生（満75歳）

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	成蹊大学法学部教授	2012年 6月	日本電信電話株式会社 社外監査役
1990年 4月	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授		現在に至る（2019年6月25日 退任予定）
2007年 4月	中央大学法科大学院教授	2012年 7月	明治安田生命保険相互会社 社外取締役
	第一東京弁護士会登録		現在に至る
	現在に至る	2013年 6月	当社 社外監査役
2007年 6月	東京大学名誉教授		現在に至る
	現在に至る		

所有する
当社株式の数

1,800株

監査役
在任期間

6年

取締役会への
出席状況

13／13回（100％）

監査役会への
出席状況

6／6回（100％）

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

落合誠一氏が社外監査役を務める日本電信電話株式会社（6月25日退任予定）と当社グループとの間において、特別の関係はありません。

また、同氏が社外取締役を務める明治安田生命保険相互会社は、当社グループの借入先金融機関のひとつですが、当社グループ借入高の1％未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

なお、同氏は両社の社外役員であり、業務執行を行っていないことから、両社の社外役員を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

上記の理由から同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しており、東京証券取引所等が定める独立役員の要件を満たしております。

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]

落合誠一氏は、長年にわたり法律学者（専門：商法、会社法）として、東京大学、成蹊大学等の教授等を歴任し、社外役員として必要な専門知識や見識を充分備えているとともに、事業会社において数多くの社外役員を務め、豊富な経験も有しています。

現在はこれらの知識・見識、経験を活かし、多面的な視点から監査役会において適宜質問を行い、意見の表明を行うことにより、当社の健全性及び適正性を担保する役割を果たすとともに、取締役会においても有用な意見、的確な助言により、取締役会に対する監査機能を果たしております。

同氏は、社外監査役および社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、取締役会に同氏を監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

候補者
番 号

3

しょうだ
庄田

たかし
隆

1948年6月21日生（満71歳）

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月	三共株式会社 入社	2014年 6月	第一三共株式会社 相談役
2001年 6月	三共株式会社 取締役		現在に至る（2019年6月30日 退任予定）
2002年 6月	三共株式会社 常務取締役	2015年 6月	当社 社外取締役
2003年 6月	三共株式会社 代表取締役社長		現在に至る
2005年 9月	第一三共株式会社 代表取締役社長兼CEO	2017年 6月	大東建託株式会社 社外取締役
2010年 6月	第一三共株式会社 代表取締役会長		現在に至る

■ 所有する当社株式の数 5,200株 ■ 取締役在任期間 4年 ■ 取締役会への出席状況 13／13回（100%）

【重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について】

庄田隆氏が相談役を務めている第一三共株式会社は当社グループとの間において医薬品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は、当社グループ連結売上高の1%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

また、同氏が社外取締役を務める大東建託株式会社と当社グループとの間において建設資材製品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は当社グループ連結売上高の1%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

なお、同氏は第一三共株式会社の相談役（6月30日退任予定）および大東建託株式会社の社外取締役であり、業務執行を行っていることから、第一三共株式会社の相談役および大東建託株式会社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

上記の理由から同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しており、東京証券取引所等が定める独立役員の要件を満たしております。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

庄田隆氏は、第一三共株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。

現在はこれらの経験を活かし経営者としての視点から取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。

上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、取締役会は同氏を監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

- (注) 1. 当社は落合誠一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき監査役として、庄田隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
当社は落合誠一、庄田隆の両氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、両氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、落合誠一、庄田隆の両氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
3. 落合誠一、庄田隆の両氏が在任中の2018年2月に、当社は低密度ポリエチレン製品の一部において、お客様との契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことを公表いたしました。6月には調査委員会による調査で品質不適切行為が16事案あることを公表いたしました。両氏は調査委員会の報告書に基づき、再発防止策に対する積極的な提言を行いました。また10月に公表した海外子会社を含む補充調査結果についても、その後の再発防止策の進捗に有用な提言と的確な助言を行いました。
- 両氏は、本件事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。
両氏は、本件報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行っておりました。
また、本件事実の判明後は、速やかに事実関係および原因究明とコンプライアンス体制強化の徹底を強く求めるとともに、庄田隆氏は2018年2月21日付で設置された品質検査上の不適切行為に関する調査委員会の委員としてその職務を適切に果たしました。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社移行後、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

てい けいこう
照井 恵光

1953年7月27日生（満65歳）

補欠

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2008年7月 経済産業省 大臣官房技術総括審議官

2014年6月 当社 社外取締役

2011年1月 経済産業省 関東経済産業局長

現在に至る

2012年4月 経済産業省 地域経済産業審議官

2016年3月 株式会社ブリヂストン 社外取締役

（2013年6月 退任）

現在に至る

2013年8月 NPO法人テレメータリング推進協議会 理事長
現在に至る

2016年6月 オルガノ株式会社 社外取締役

現在に至る

2013年10月 一般財団法人化学物質評価研究機構 主席研究員
（2016年10月 退任）

■ 所有する当社株式の数

6,500株

■ 取締役在任期間

5年

■ 取締役会への出席状況

12/13回（92.3%）

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

照井恵光氏が社外取締役を務める株式会社ブリヂストンと当社グループとの間において化学製品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は、当社グループ連結売上高の3%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

また、同氏が社外取締役を務めるオルガノ株式会社と当社グループとの間において化学製品関連の取引がありますが、当社グループの同社への売上高は、当社グループ連結売上高の1%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

なお、同氏は両社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、両社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

上記の理由から同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しており、東京証券取引所等が定める独立役員の要件を満たしております。

[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由]

照井恵光氏は、長年にわたり経済産業省において化学技術関連の要職を歴任し、化学物質の製品・環境安全や国内の重化学工業の振興に携わり、産業政策、産業技術等の分野での広範な知識、経験を有しております。

現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社社外取締役就任以降、当社取締役会の機能強化に貢献し、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。これらの経験と実績は、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、取締役会は同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

- (注) 1. 照井恵光氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である者を除く）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である者を除く）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を社外取締役候補者である照井恵光氏と締結しており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、照井恵光氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き同氏は株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出る予定であります。
4. 取締役照井恵光氏が在任中の2018年2月に、当社は低密度ポリエチレン製品の一部において、お客様との契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことを公表いたしました。6月には調査委員会による調査で品質不適切行為が16事案あることを公表いたしました。同氏は調査委員会の報告書に基づき、再発防止策に対する積極的な提言を行いました。また10月に公表した海外子会社を含む補充調査結果についても、その後の再発防止策の進捗に有用な提言と的確な助言を行いました。
同氏は、本件事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。
同氏は、本件報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行っておりました。また、本件事実の判明後は、速やかに事実関係および原因究明とコンプライアンス体制強化の徹底を強く求める等、その職務を適切に果たしております。

第6号議案**取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額決定の件**

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、1989年6月29日開催の当社第83回定時株主総会において、月額6千万円以内としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法および会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、また今後の機動的な運用を可能とするため取締役の報酬額のうち、取締役（監査等委員である者を除く）に対する報酬の総額を年額7億2千万円以内（うち社外取締役（監査等委員である者を除く）分は年額8千5百万円以内）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は4名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件」が原案のとおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である者を除く）の員数は6名（うち社外取締役（監査等委員である者を除く）は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案**監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、また今後の機動的な運用を可能とするため監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額1億5千万円以内といたしたく存じます。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案のとおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対する
ストックオプション報酬等の額および内容改定の件

当社は、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額として、2016年6月29日開催の当社第110回定時株主総会において、上記報酬等の額とは別枠で年額1億3千万円以内とする旨ご承認をいただいております。

当社は、上記のストックオプション報酬額に関する株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）の報酬の一部について、株価との連動性を高め株主との利害を一致させることにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めるため、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」を割り当てることとしております。

このたび、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、ストックオプションとして取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額を、第6号議案で提案しております新たな支給限度額とは別枠として、当社第110回定時株主総会においてご承認をいただいた上記年額1億3千万円以内とし、取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に割り当てるストックオプションの内容について、以下のとおりといたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、上記のとおり「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

現在の取締役の員数は8名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である者を除く）の員数は6名となり、そのうち対象者は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

当社の取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数240個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、発行する予定であります。

以 上

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I 当社グループの現況に関する事項

1. 財産および損益の状況の推移

〈連結〉

区 分	第110期 2015年度	第111期 2016年度	第112期 2017年度	第113期 2018年度
売上高 (百万円)	641,750	616,563	695,574	730,157
営業利益 (百万円)	41,408	34,960	50,250	44,551
経常利益 (百万円)	39,620	33,348	50,728	47,853
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	19,111	24,185	31,680	32,499
純資産 (百万円)	289,622	310,401	336,861	354,552
総資産 (百万円)	679,783	709,379	742,445	740,286
1株当たり当期純利益 (円)	180.63	228.50	301.65	312.36
1株当たり純資産額 (円)	2,519.04	2,707.61	3,002.86	3,261.23
連結子会社の数	68	70	70	71
持分法適用会社の数	25	25	24	25

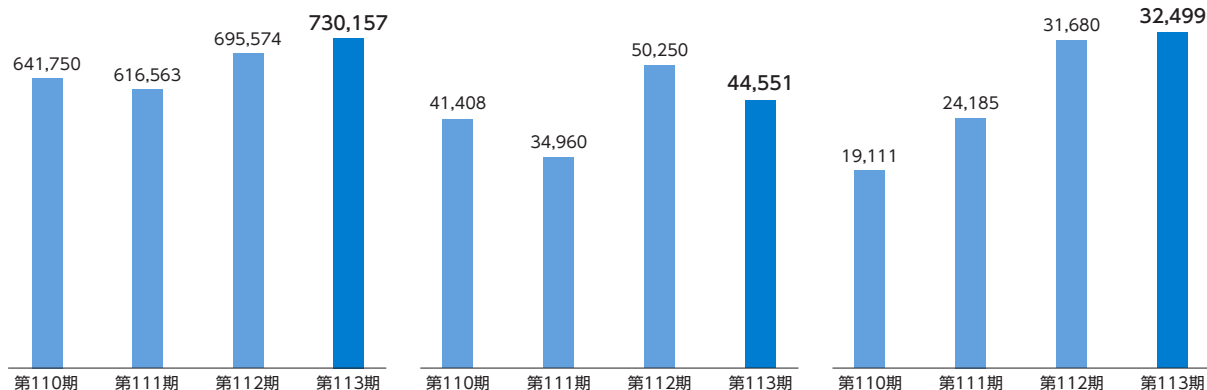
(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

■ 売上高 (百万円)

■ 営業利益 (百万円)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

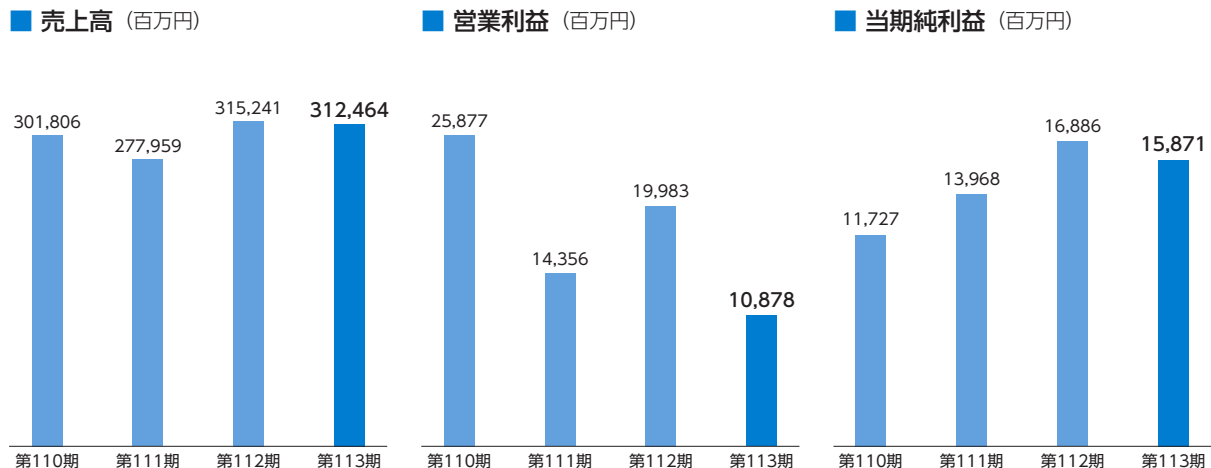


〈単独〉

区 分	第110期 2015年度	第111期 2016年度	第112期 2017年度	第113期 2018年度
売上高 (百万円)	301,806	277,959	315,241	312,464
営業利益 (百万円)	25,877	14,356	19,983	10,878
経常利益 (百万円)	27,720	16,850	26,043	20,243
当期純利益 (百万円)	11,727	13,968	16,886	15,871
純資産 (百万円)	160,257	169,958	178,756	175,795
総資産 (百万円)	471,625	475,329	488,725	466,880
1株当たり当期純利益 (円)	110.63	131.73	160.46	152.22
1株当たり純資産額 (円)	1,506.10	1,597.02	1,692.10	1,729.92

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



2. 事業の経過およびその成果

当社グループは2016年度からの3ヶ年の中期経営計画「Change&Challenge2018」において、「持続的成長を可能にする経営基盤の強化」「資源・エネルギー・地球環境問題への対応と貢献」を基本方針とし、各部門の収益力向上を推進するとともに、各事業課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

中期経営計画の最終年度となる当期においては、化学品を中心に原燃料価格上昇に応じた販売価格の是正および堅調な国内需要を背景とした建設資材部門の出荷増等により過去最高の売上高となりました。一方で、石炭市況の高止まりやアンモニア工場の定期修理、合成ゴム市況の軟化等の影響を受け、営業利益および経常利益は減益となったものの、特別損益の改善などの効果もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益となりました。

この結果、当社グループの連結売上高は前期比345億8千3百万円増の7,301億5千7百万円、連結営業利益は56億9千9百万円減の445億5千1百万円、連結経常利益は28億7千5百万円減の478億5千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は8億1千9百万円増の324億9千9百万円となりました。

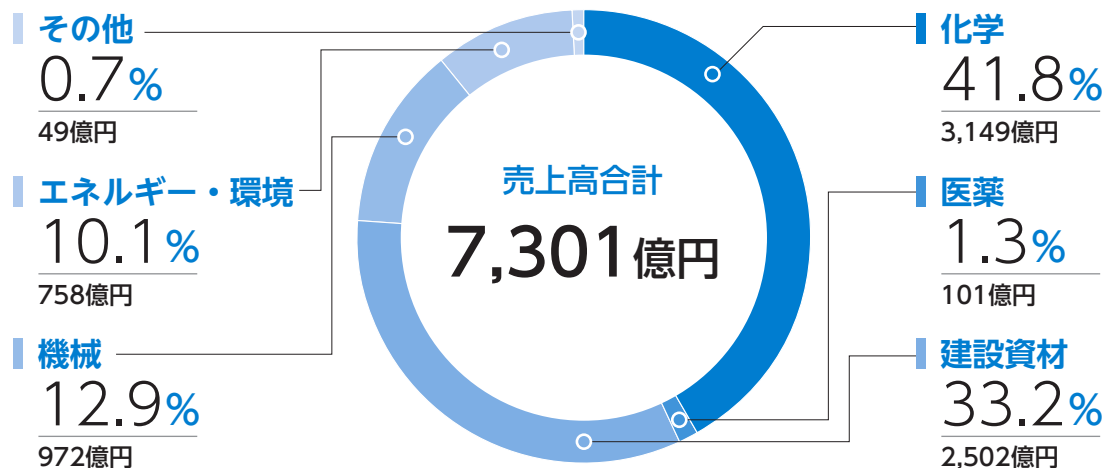
また当社単独では、売上高は前期比27億7千7百万円減の3,124億6千4百万円、営業利益は91億5百万円減の108億7千8百万円、経常利益は58億円減の202億4千3百万円、当期純利益は10億1千5百万円減の158億7千1百万円となりました。

部門別の概況は以下のとおりです。



部門別の事業概況（連結）

■売上高構成比



	売上高			営業利益		
	金額	前期増減	前期比	金額	前期増減	前期比
	億円	億円	%	億円	億円	%
■ 化学	3,149	95	3.1	237	△52	△18.0
■ 医薬	101	△0	△0.8	8	△12	△59.4
■ 建設資材	2,502	113	4.8	118	△4	△3.6
■ 機械	972	71	7.9	54	△1	△1.8
■ エネルギー・環境	758	44	6.3	25	2	9.1
■ その他	49	1	2.9	8	△0	△7.8
■ 調整額	△232	19	-	△7	11	-
合 計	7,301	345	5.0	445	△56	△11.3

化学

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



ナイロン樹脂は、食品包装フィルム用途を中心に需要が堅調に推移する中、スペインでの生産能力増強の効果もあり、出荷が増加しました。ナイロン原料のカプロラクタムは、堅調なナイロン樹脂需要に加え、中国における環境規制等の影響も相まって、需給環境が前期に続き堅調に推移した結果、販売価格の是正も進みました。工業薬品はアンモニア工場の定期修理およびその後の生産トラブルの影響により生産・出荷が減少しました。ポリブタジエン（合成ゴム）は、タイヤ用途向けを中心に需要は堅調に推移したものの、原料のブタジエン価格が上昇する一方で製品市況は弱含みで推移しました。リチウムイオン電池材料であるセパレータは、車載向けを中心に需要拡大が進むとともに、堺工場で実施した生産能力増強も寄与し、出荷量が大幅に増加しました。ファインケミカル製品は、原料価格の上昇に応じた販売価格の是正が進み、ポリイミド製品は回路基板向けフィルムおよび有機ELパネル向けウニス需要の伸長とともに出荷が増加しました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比95億5千2百万円増の3,149億8千4百万円、連結営業利益は52億2千3百万円減の237億5千1百万円となりました。

主要な事業内容

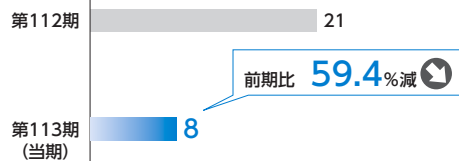
ナイロン樹脂、カプロラクタム（ナイロン原料）、工業薬品、ポリブタジエン（合成ゴム）、電池材料、ファインケミカル、ポリイミド、機能品等の製造、販売

医薬

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



受託医薬品の販売量は増加し、自社医薬品の出荷も前期並みに推移しましたが、自社医薬品の特許期間満了に伴いロイヤリティ収入が減少しました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比8千4百万円減の101億2千9百万円、連結営業利益は12億5千2百万円減の8億5千5百万円となりました。

主要な事業内容

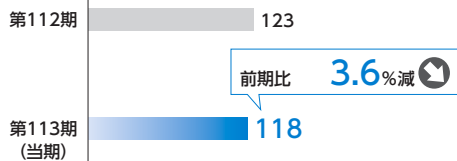
医薬品（原体・中間体）の製造、販売

建設資材

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



堅調な国内需要を背景にセメント・生コンの出荷は好調を維持し、マグネシア製品は需給の逼迫を背景として販売価格の是正と拡販が大きく進展しましたが、全体としては石炭価格高止まりの影響を大きく受けることとなりました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比113億9千6百万円増の2,502億5千万円、連結営業利益は4億4千7百万円減の118億9千3百万円となりました。

主要な事業内容

セメント、生コン、建材関連製品、石灰石、カルシア・マグネシア、機能性無機材料等の製造、販売、資源リサイクルとして廃棄物の利用

機械

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



自動車産業向けを中心とする成形機、運搬機等の産業機械の出荷は堅調で、各製品のサービス事業も好調に推移しました。製鋼事業は、販売価格は是正を進めましたが、原材料価格上昇の影響を受けました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比71億2千4百万円増の972億6千4百万円、連結営業利益は1億1百万円減の54億1千万円となりました。

主要な事業内容

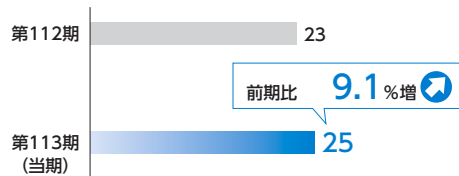
成形機、産業機械（運搬機、粉碎・破砕機）、橋梁・鉄構、製鋼品等の製造、販売

エネルギー・環境

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



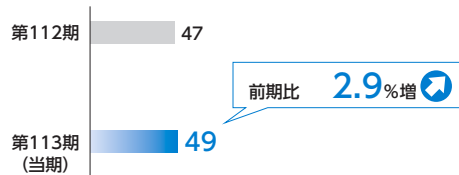
石炭事業では、市況価格の上昇を背景に販売価格の是正を進めましたが、販売数量は減少しました。I P P発電所の定期修理がなかった当期の電力事業は、電力供給量が前期に対して増加しました。この結果、当部門の連結売上高は前期比44億9千2百万円増の758億5千3百万円、連結営業利益は2億1千5百万円増の25億6千5百万円となりました。

主要な事業内容

石炭の輸入、販売、コールセンター（石炭中継基地）の運営、電力卸供給事業（IPP）を含む電力供給事業

その他

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



その他の連結売上高は前期比1億3千8百万円増の49億3千5百万円、連結営業利益は6千8百万円減の8億4百万円となりました。

主要な事業内容

不動産の売買、賃貸借および管理等

* 上記各部門の連結売上高等の数値には、部門間の内部取引高等の調整額が含まれています。

3. 資金調達の状況

当期は、自己資金や金融機関からの借入金に加え、昨年11月に発行した第15回無担保社債100億円などにより所要資金を賄いました。

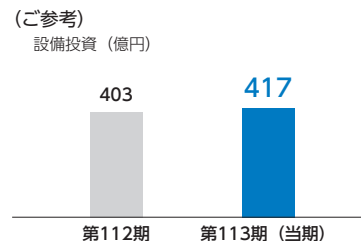
なお、当期末連結有利子負債残高は、前期末比82億4千6百万円減の1,872億9千9百万円となりました。

4. 設備投資等の状況

当期は生産設備の新設、維持更改、省力化・合理化などを中心に総額417億4千1百万円の投資を実施しました。

当期に完成した主な設備は、化学部門における堺工場のセパレータ増産設備（2018年4月）、機械部門における北米組立工場拡張（2018年10月）です。

また、当期に建設中の主な設備は、化学部門における堺工場のセパレータ増産設備、建設資材部門における伊佐セメント工場の排熱発電設備および燃料系廃棄物処理設備、エネルギー・環境部門における木質バイオマス炭化燃料実証設備です。



5. 対処すべき課題

(1) 品質保証に関する課題

2017年度に当社グループにおいて判明した品質検査上の不適切行為につきましては、これを真摯に反省するとともに、具体的な再発防止策を策定し、経営陣ならびに従業員の意識および組織風土の改革、組織再編、制度の見直しなどの運用基盤の強化、改善を進めました。今後も、品質保証システムの確実な運用と改善・適正化を継続して実施し、グループにおけるガバナンスの向上と品質管理体制の一層の強化を図ってまいります。

また、一部設備のトラブルにより当社が製造・販売している重炭酸アンモニウムに金属異物が混入した可能性があることを本年3月19日に公表するとともに、お客様に当該製品の使用停止と返品をお願いをいたしました。設備の修繕および検査機器を増強するなどの管理体制の強化は実施済みで、今後は再発防止に万全を期するとともに、さらなる品質の維持向上に努めてまいります。

(2) 新中期経営計画について

当社グループは、「2025年のありたい姿」とその方向性を「Vision UBE 2025」として描き、その達成に向けたマイルストーンとなる、2021年度までの3ヶ年の中期経営計画「Vision UBE 2025 ～Prime Phase～」を策定しました。当計画の基本方針および数値目標は次のとおりです。

◆ 基本方針

- i) 事業の成長基盤強化
- ii) 経営基盤（ガバナンス）の強化
- iii) 資源・エネルギー・地球環境問題への対応と貢献

◆ 数値目標（2021年度）

i) 主要項目

①営業利益	550億円
②経常利益	580億円

ii) 経営指標

①売上高営業利益率（ROS）	7%
②自己資本利益率（ROE）	10%

当計画では、上記の基本方針のもと、環境負荷低減を強く意識しながら、化学部門での高付加価値化とグローバル展開を加速することでグループ全体の成長を牽引するとともに、建設資材部門および機械部門における収益基盤を一層強化し、持続的な成長を目指してまいります。また、監査等委員会設置会社への移行により経営の監督機能の強化と意思決定の迅速化を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

6. 主要な事業所

当社の主要な事業所は次のとおりです。

なお、当社子会社については、「7. 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

本 社 宇部、東京
営 業 所 大阪支店、名古屋支店
工 場 等

化 学 部 門：千葉石油化学工場（市原市）、宇部ケミカル工場（宇部市）、堺工場（堺市）、
宇部藤曲工場（宇部市）

建 設 資 材 部 門：宇部セメント工場（宇部市）、伊佐セメント工場（美祿市）、
苅田セメント工場（福岡県苅田町）

エネルギー・環境部門：沖の山コールセンター（宇部市）
研 究 所 基盤技術研究所（宇部市）、医薬研究所（宇部市）、先端技術研究所（市原市）、
大阪研究開発センター（堺市）、技術開発研究所（宇部市）

7. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
宇部興産機械(株)	宇部市	6,700 百万円	100.00 %	一般産業用機械 橋梁の製造、販売、 据付、アフターサービス
宇部マテリアルズ(株)	宇部市	4,047	100.00	カルシア・マグネシア 機能性無機材料の製造、販売
宇部アンモニア工業(有)	宇部市	4,000	73.13	アンモニアの製造、販売
宇部エクシモ(株)	東京都 中央区	2,493	100.00	電子・情報材料 FRP 産業資材 機能繊維の製造、販売
宇部マクセル(株)	京都府 乙訓郡	2,725	66.01	リチウムイオン電池用塗布型セパレー タの製造、販売
ウベ・マシナリー、インコーポレーテッド	米国	17,000 千米ドル	100.00 (100.00)	米国における油圧機器の組立、販売
ウベ・アドバンスド・マテリアルズ、 インコーポレーテッド	米国	67,672	100.00	電解液事業会社への出資
アドバンスド・エレクトロライト・ テクノロジーズ、エルエルシー	米国	95,000	100.00 (100.00)	リチウムイオン二次電池向け電解液の 製造、販売
ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、 エスエーユー	スペイン	6,312 千ユーロ	100.00	ナイロン樹脂 カプロラクタム 硫安 ファインケミカル その他製品の製造、 販売
ウベ・ケミカルズ・アジア、 パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ	10,739 百万 バーツ	73.81 (0.04)	ナイロン樹脂 ナイロンコンパウンド カプロラクタム 硫安の製造、販売
タイ・シンセティック・ラバーズ、 カンパニー・リミテッド	タイ	1,106	74.00 (0.90)	ポリブタジエンの製造、販売
ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、 カンパニー・リミテッド	タイ	722	100.00	1,6ヘキサンジオール 1,5ペンタンジオール ポリカーボネートジオールの製造、 販売

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

8. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
化学部門	4,957名	79名増
医薬部門	116名	1名減
建設資材部門	3,055名	101名増
機械部門	1,855名	28名増
エネルギー・環境部門	195名	8名増
その他	457名	20名増
全社（共通）	375名	24名減
合計	11,010名	211名増

(2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	3,050名	246名減	41.7才	15.9年
女性	248名	11名減	40.1才	15.4年
合計または平均	3,298名	257名減	41.5才	15.8年

9. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	26,595百万円
株式会社みずほ銀行	17,171
農林中央金庫	12,458
株式会社山口銀行	10,598
三井住友信託銀行株式会社	7,203

Ⅱ 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 330,000,000株
2. 発行済株式総数 101,258,900株（自己株式4,941,207株を除く。）
3. 当期末株主数 54,748名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,872,300株	7.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,710,474	6.63
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR BLACKROCK GLOBAL ALLOCATION FUND, INC. 620313	2,150,450	2.12
住友生命保険相互会社	2,000,000	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,945,100	1.92
J P MORGAN CHASE BANK 385151	1,623,693	1.60
日本生命保険相互会社	1,600,009	1.58
株式会社山口銀行	1,548,264	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,528,200	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	1,515,200	1.50

（注） 当社は、自己株式4,941,207株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項および定款第7条の定めにより、2018年11月1日の当社取締役会決議に基づき、2018年11月2日から2019年3月11日の間、市場取引により4,041,500株（発行済株式総数に対する割合は3.8%）の自己株式を総額9,999,755,174円で取得いたしました。

Ⅲ 当社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	たけした みちお 竹 下 道 夫	
代 表 取 締 役 社 長	やまもと ゆずる 山 本 謙	グループCEO
代 表 取 締 役	まつなみ ただし 松 波 正	建設資材カンパニープレジデントおよびエネルギー・環境事業部管掌
取 締 役	いずみはら まさと 泉 原 雅 人	化学カンパニープレジデント
取 締 役 (社外・独立)	くさま たかし 草 間 高 志	株式会社WOWOW 社外監査役
取 締 役 (社外・独立)	てるい けいこう 照 井 恵 光	株式会社ブリヂストン 社外取締役 オルガン株式会社 社外取締役
取 締 役 (社外・独立)	しょうだ たかし 庄 田 隆	大東建託株式会社 社外取締役
取 締 役 (社外・独立)	かげやま まひと 蔭 山 真 人	
常 勤 監 査 役	くぼた たかのぶ 久保田 隆 昌	
常 勤 監 査 役	やまもと あつし 山 元 篤	
監 査 役 (社外・独立)	おちあい せいいち 落 合 誠 一	弁護士 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 日本電信電話株式会社 社外監査役
監 査 役 (社外・独立)	すだ みやこ 須 田 美矢子	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 特別顧問 明治安田生命保険相互会社 社外取締役

- (注) 1. 監査役久保田隆昌氏は、当社経理関連部門および財務関連部門における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
2. 当社は、取締役草間高志、照井恵光、庄田隆、蔭山真人の各氏および監査役落合誠一、須田美矢子の両氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

(ご参考) 執行役員《*は取締役との兼務》(2019年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	いずみはら まさと *泉 原 雅 人	CEO、化学カンパニープレジデント
専 務 執 行 役 員	おかだ とくひさ 岡 田 徳 久	機械カンパニープレジデント
〃	こやま まこと 小 山 誠	建設資材カンパニープレジデント
常 務 執 行 役 員	のじま まさひこ 野 嶋 正 彦	購買・物流本部長、宇部渉外部担当
〃	ひさつぐ ゆきお 久 次 幸 夫	機械カンパニーバイスプレジデント
〃	たまだ ひでお 玉 田 英 生	CRO、CCO、リスク管理部・人事部・CSR・総務部・法務部担当
〃	こが げんじ 古 賀 源 二	化学カンパニーバイスプレジデント、化学生産本部長、 化学カンパニー環境安全部担当、情報システム部担当
〃	ふじい まさゆき 藤 井 正 幸	CFO、経営企画部・経理部・財務・IR部担当
〃	にしだ ゆうき 西 田 祐 樹	化学カンパニーナイロン・ファイン事業部長
上 席 執 行 役 員	あいかわ まこと 相 川 誠	環境安全部・品質統括部・知的財産部担当
〃	にしだ ひろし 西 田 宏	宇部マテリアルズ株式会社 取締役専務執行役員
〃	みうら ひでつね 三 浦 英 恒	化学カンパニー化学生産本部宇部ケミカル工場長、宇部藤曲工場担当
〃	いとう よしあき 伊 藤 芳 明	建設資材カンパニー生産・技術本部長、資源リサイクル事業部・開発部門担当
〃	はなもと ゆうぞう 花 本 雄 三	建設資材カンパニーエネルギー事業部長
〃	よこお ひさあき 横 尾 尚 昭	化学カンパニー企画管理本部長、合成ゴム事業部担当
〃	おおた まさよし 大 田 正 芳	化学カンパニー研究開発本部長、技術戦略部・開発部門担当
〃	ながた けいいち 永 田 啓 一	化学カンパニー機能品事業部長
執 行 役 員	すえひろ まさろう 末 廣 正 朗	化学カンパニー企画管理部副部長、グループ会社管理担当
〃	ブルーノ ドゥ ビエブル Bruno de Bièvre	UBE CORPORATION EUROPE S.A.U. 社長、 化学カンパニー欧米地域事業担当
〃	おおうち しげる 大 内 茂	建設資材カンパニーセメント事業部長、 宇部三菱セメント株式会社 取締役常務執行役員
〃	おの みつお 小 野 光 雄	建設資材カンパニー監理部長
〃	みねいし としゆき 峯 石 俊 幸	監査部担当
〃	みやうち ひろのり 宮 内 浩 典	宇部興産機械株式会社 代表取締役社長
〃	ワチャラ パタナニランドン Watchara Pattananijirundorn	UBE Chemicals (Asia) Public Company Limited President & CEO、 化学カンパニーアジア地域事業担当
〃	こじま ひろあき 小 島 弘 昭	建設資材カンパニーグループ会社部・品質保証部・環境安全部担当
〃	ふなやま よういち 船 山 陽 一	化学カンパニー医薬事業部長、HBM事業化プロジェクト担当

(注) CEO : Chief Executive Officer
CRO : Chief Risk Management Officer
CCO : Chief Compliance Officer
CFO : Chief Financial Officer

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外役員全員との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

1. 取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬の体系は、基本報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成され、具体的には以下により決定されております。
(1)基本報酬は、固定報酬部分に加えて、業績連動報酬部分として経常利益、純利益やフリー・キャッシュ・フロー等の連結業績の達成度合いに応じた部分、各役員の業績目標の達成度合いに応じた部分、安全成績の達成度合いに応じた部分をそれぞれ合算して算定しております。
(2)株式報酬型ストック・オプションは、株主との利害関係を一致させ役員の中長期的な目標達成のインセンティブを高めることを目的に付与しております。
2. 社外取締役は、基本報酬のみで固定額としております。
3. 取締役および執行役員の役員報酬は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の内部委員会であり原則委員長および半数以上を社外取締役が担う評価・報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告されております。
4. 監査役は、基本報酬のみで固定額としております。
5. 役員報酬の水準については、常に外部の客観的データも参考にしつつ、その客観的妥当性を確認しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	300百万円 (48百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	78百万円 (20百万円)

(注) 1. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
取締役に対するストック・オプション報酬等の額 23百万円
2. 当事業年度末現在の人員は取締役8名、監査役4名であります。

4. 社外役員に関する事項

氏 名	出席率 出席回数	兼務先	兼任の職務	当社との関係
草間 高志 (社外取締役)	取締役会92.3% 12/13回	株式会社WOWOW	社外監査役	特別の関係はありません。
	【主要な活動状況】 取締役会において専門的見地から適宜意見を述べるなど種々発言を行っております。			
照井 恵光 (社外取締役)	取締役会92.3% 12/13回	株式会社ブリヂストン オルガノ株式会社	社外取締役 社外取締役	取引先 ^{(注) 1} 取引先 ^{(注) 2}
	【主要な活動状況】 取締役会において専門的見地から適宜意見を述べるなど種々発言を行っております。			
庄田 隆 (社外取締役)	取締役会100% 13/13回	大東建託株式会社	社外取締役	取引先 ^{(注) 3}
	【主要な活動状況】 取締役会において専門的見地から適宜意見を述べるなど種々発言を行っております。			
蔭山 真人 (社外取締役)	取締役会100% 13/13回	重要な兼職はありません。		
	【主要な活動状況】 取締役会において専門的見地から適宜意見を述べるなど種々発言を行っております。			
落合 誠一 (社外監査役)	取締役会100% 13/13回 監査役会100% 6/6回	明治安田生命保険相互会社 日本電信電話株式会社	弁護士 社外取締役 社外監査役	特別の関係はありません。 借入先 ^{(注) 4} 特別の関係はありません。
	【主要な活動状況】 取締役会、監査役会において専門的見地から適宜質問を行い、意見を表明するなど種々発言を行っております。			
須田 美矢子 (社外監査役)	取締役会100% 13/13回 監査役会100% 6/6回	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 明治安田生命保険相互会社	特別顧問 社外取締役	特別の関係はありません。 借入先 ^{(注) 4}
	【主要な活動状況】 取締役会、監査役会において専門的見地から適宜質問を行い、意見を表明するなど種々発言を行っております。			

- (注) 1. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先である株式会社ブリヂストンと当社との間において、化学製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
2. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先であるオルガノ株式会社と当社との間において、化学製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
3. 取締役庄田隆氏の重要な兼職先である大東建託株式会社と当社との間において、建設資材製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
4. 監査役落合誠一、須田美矢子の両氏の重要な兼職先である明治安田生命保険相互会社は当社の借入先金融機関のひとつですが、同社は当社との特別の関係はありません。
5. 当社不祥事等に関する対応の概要

取締役草間高志、照井恵光、庄田隆、蔭山真人並びに監査役落合誠一、須田美矢子の各氏が在任中の2018年2月に、当社は低密度ポリエチレン製品の一部においてお客様との契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことを公表いたしました。6月には調査委員会による調査で品質不適切行為が16事案あることを公表いたしました。上記6氏は調査委員会の報告書に基づき、再発防止策に対する積極的な提言を行いました。また10月に公表した海外子会社を含む補充調査結果についても、その後の再発防止策の進捗に有用な提言と的確な助言を行いました。

上記6氏は、本件事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識していませんでした。

上記6氏は、本件報告を受ける以前より当社取締役会等において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行ってまいりました。また、本件事実の判明後は、速やかに事実関係および原因究明とコンプライアンス体制強化の徹底を強く求めるとともに、庄田隆氏は2018年2月21日付で設置された品質検査上の不適切行為に関する調査委員会の委員としてその職務を適切に果たしました。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称：EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	110百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	179百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、ウベ・ケミカルズ・アジア、パブリック・カンパニー・リミテッド、タイ・シンセティック・ラバーズ、カンパニー・リミテッド、ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、カンパニー・リミテッドは当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査役会は、前年度の監査計画と実績を比較し、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の会計監査の監査体制並びに監査時間および報酬見積りの算出根拠の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められるとき、その他必要がある場合には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。(当初決議日:2006年5月11日、直近の改訂決議日:2018年9月28日)

1. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針の決議の内容】

当社及びグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。そのためには、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要である。

これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるUBEグループの運営方法及び意思決定システムを次の通りとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

①「グループ経営」「カンパニー連結経営」の運営方法 ア) グループマネジメント

取締役会よりUBEグループの業務執行を委任されたグループCEO（＝社長）が、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

イ) カンパニーマネジメント及び業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ) グループスタッフ部門

グループマネジメント及びカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供する等の役割を担う。

② 意思決定システム

経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア) 取締役会

会社法で規定された事項、会社の基本方針及び重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から

審議・決議する。

更に、意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。

また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「評価・報酬委員会」を設置する。

イ) 経営会議

「グループ経営指針」及び「経営会議規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。

また、「経営会議」と並列する「高圧ガス保安委員会」では、高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として化学プラントの保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

ウ) カンパニー・事業部運営会議

「グループ経営指針」及び「カンパニー・事業部運営会議規程」に基づき、カンパニー・事業部レベルにおける当社及びグループ会社の事業戦略等重要事項を審議・決定する。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役8名で構成され、そのうち社外取締役は4名です。当社は、取締役会を年13回開催し、会社の基本方針および重要な執行案件を審議・決定するとともに、取締役会における審議・報告を通じて取締役の職務の執行を監督しています。なお、指名委員会および評価・報酬委員会は、それぞれ年4回、5回開催しました。

さらに、取締役会より業務執行を委任されたグループCEO（社長）を議長とする経営会議を年23回開催し、グループ全体の資源配分や重要事項を審議・決定するとともに、カンパニー・事業部レベルにおける事業戦略等重要事項については、カンパニー・事業部運営会議を開催して審議・決定しています。また、高圧ガス保安委員会を年1回開催し、高圧ガスの保安管理に関する基本方針・施策など重要事項を審議・決定しています。

2. 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針の決議の内容】

UBEグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動及び役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進及び市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性確保のためコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置する。さらに、外国為替及び外国貿易法など、国際平和及び安全の維持のために輸出管理法において規制されている貨物及び技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBEグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口（UBE C-Line）を設ける。

反社会的勢力の排除に向けたUBEグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織等の反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応等を具体的に定める。

会計基準その他関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体を対象としたコンプライアンス（競争法遵守を含む）、規制貨物等輸出管理について、執行役員を委員長とする委員会をそれぞれ年4回、1回開催し、必要事項の審議を行うとともに、取締役会がこれらについて報告を受け、運用状況について確認しています。

また、コンプライアンスに関する通報・相談専用の窓口（UBE C-Line）を設置して、コンプライアンスに関する問題の早期発見および是正に努めています。

さらに、UBEグループにおけるコンプライアンスの確保・推進のため、コンプライアンス・オフィサー（執行役員）の下、コンプライアンス推進事務局が中心となり、当社およびグループ会社を対象として、イントラネットを通じた情報提供、定期的なコンプライアンス意識調査、集合研修、eラーニング等の啓発・教育活動を実施して、コンプライアンス意識の浸透、定着を図っています。

昨年度当社グループで判明した品質検査上の不適切行為については、具体的な再発防止策を策定・実施するとともに品質保証システムの改善・適正化を継続して行っています。今後もグループ全体にわたる品質管理体制の強化と法令・ルールを遵守する企業文化の醸成に努めてまいります。

反社会的勢力の排除については、各事業所において不当要求防止責任者を任命するとともに、契約締結時・締結後の取引先審査・監視などの方法を定めた実務マニュアルを整備して、関係者に配付しています。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

【基本方針の決議の内容】

法令並びに取締役会規程、稟議規程、経営会議規程及びカンパニー・事業部運営会議規程等の社内規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録・保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、グループ会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会等の規程に従って必要事項を報告するとともに、当該グループ会社において重要な事象が発生した場合には、直ちに当社へ報告することを義務付ける。

【運用状況の概要】

当社は、法令および社内規程に基づき、例えば、取締役会、経営会議、カンパニー・事業部運営会議については開催毎にその資料、議事録（電磁的記録を含む）を保管するなど取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理する体制を構築するとともに、取締役、監査役がこれらを随時閲覧可能な状態に維持しています。

また、当社は、グループ会社の取締役等に対し、定期的および必要に応じて、経営会議およびカンパニー・事業部運営会議等において必要事項を報告させています。

4. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針の決議の内容】

取締役会・経営会議など意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスクの発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。

リスクの洗出しと発生可能性及び影響度を収集するための全社統一した管理システムを設け、リスク情報の一元管理を行う部署を設置し、当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する内部体制を整備する。

更に、以下の委員会等を設け個別のリスクに対処する体制をとる。

① 情報セキュリティ委員会

「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。

② 危機対応委員会

国内及び海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機対応体制を構築する。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会の審議の過程において、事業の目的達成を阻害するリスクに対し適切な対策を講じています。

また、リスク情報の一元管理を行う「リスク管理部」を新設し、新たなリスク管理システムの来年度からの運用に向けて準備を進めています。

さらに、グループを網羅する情報セキュリティなど個別のリスクに対処するため、情報セキュリティ委員会を年2回、危機対応委員会を年2回開催し、リスクに対処するための適切な体制を構築・維持しています。

5. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針の決議の内容】

経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」の分離を目的として執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制を整え、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の役割を株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関として明確に位置づける。

取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。

当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実を図っていく。

グループ会社についても、前記1.の「当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体

制」に記載した通り、グループマネジメント、カンパニーマネジメント等を通じて、UBEグループとしてグループ会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上重要な業務執行（経営計画・予算、金額・リスクの観点から重要な事項等）について決定し、それ以外の業務執行の決定をグループCEO（＝社長）に委任するとともに、業務執行の妥当性・効率性を監督しています。

グループCEOは、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、カンパニーに対しその目標達成に向けて自律的に業務を執行させています。

また、グループ会社については、カンパニー・事業部運営会議において、グループ会社の事業戦略等重要事項を審議・決定し、かつ経営状況の報告を受けることを通して、グループ会社の取締役の効率的な職務執行を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針の決議の内容】

監査役の補助者として専任スタッフを配置し、監査役の指揮命令に基づき監査役監査が効率的且つ円滑に遂行できるよう監査計画の立案及び監査の補助を行う。同スタッフの人事考課は監査役会が定めた監査役が行い、人事異動、懲戒処分については当該監査役の同意を必要とする。

また、監査役は、同スタッフの充実と取締役からの独立性及び同スタッフに対する監査役の指示の実効性の確保に関して代表取締役及び社外取締役との間で意見交換を行う。

【運用状況の概要】

当社は、監査役の補助者として専任スタッフを配置するとともに、監査役の指示の実効性を確保するため人事考課、人事異動、懲戒処分において当該スタッフの取締役からの独立性に配慮した対応をしています。

7. 当社及びグループ会社の取締役・使用人並びにグループ会社の監査役が当社監査役に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【基本方針の決議の内容】

当社及びグループ会社の取締役・使用人並びにグループ会社の監査役は、当社及びグループ会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及びグループ会社内に周知徹底する。

【運用状況の概要】

当社およびグループ会社に法令違反、コンプライアンスに関する事実および損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、所定の方法により監査役に報告がなされています。また、グループ経営指針およびUBEグループコンプライアンス規程に基づき、当該報告をした者に対して不利な取扱いをしていません。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針の決議の内容】

当社は、監査役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用または債務が当社監査役職務に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

【運用状況の概要】

当社は、監査役職務の執行にともない発生する費用等について、監査役からの請求に基づき支払っています。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針の決議の内容】

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに重要な決裁書類を閲覧し、取締役等からの業務報告聴取を行うことができる。

また、監査役は、代表取締役を含む取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行う。

監査役は、内部監査部門及びグループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

また、監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に及び必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図る。

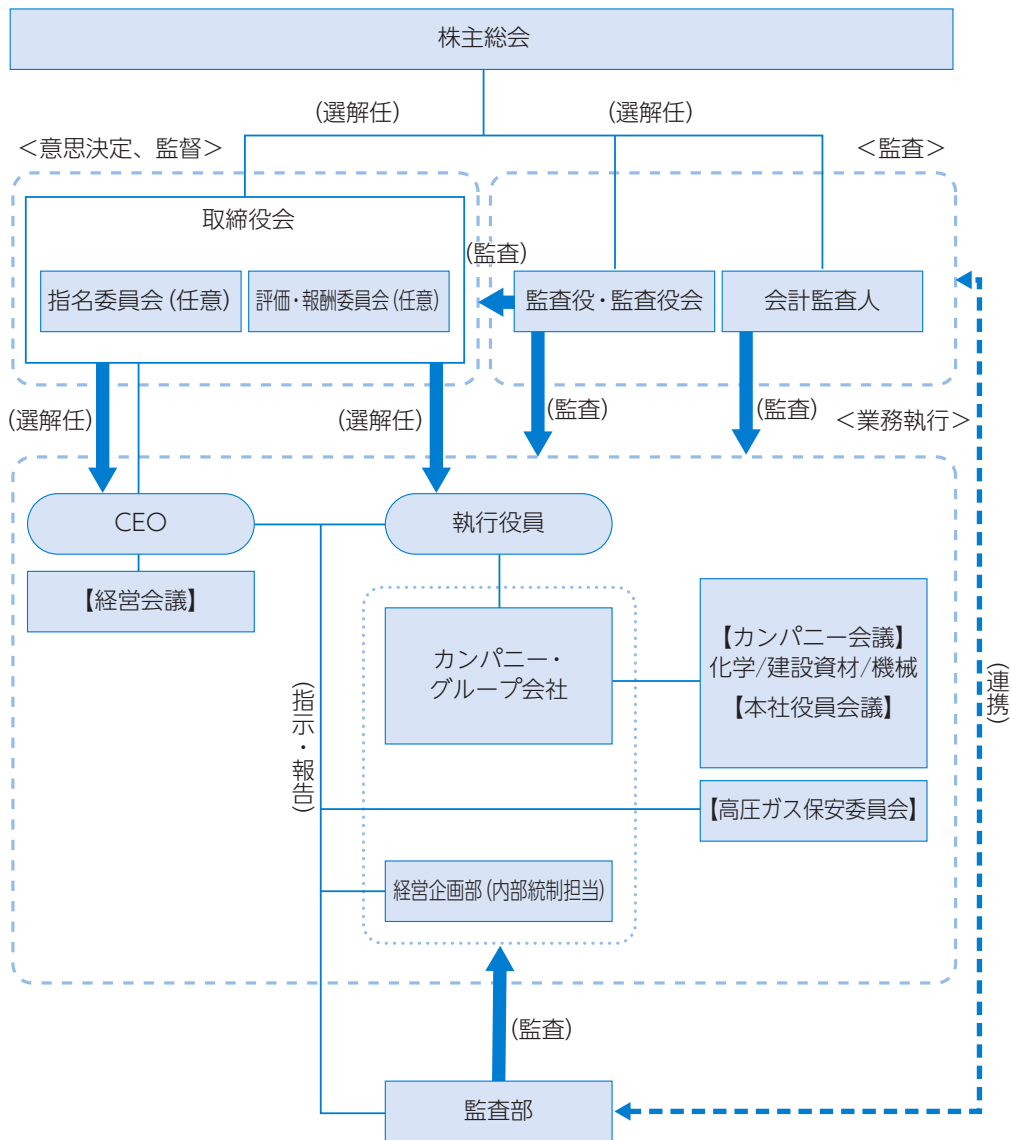
【運用状況の概要】

監査役は、取締役会での意見表明のほか、経営会議に出席し意見を述べるとともに、カンパニー・事業部運営会議についても適宜出席し意見を述べています。

また、監査役は、代表取締役、社外取締役を含む取締役と定期的あるいは適宜会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について忌憚なく意見を交換しています。

さらに、監査役は、内部監査部門およびグループ会社の監査役と定期的に情報交換を行うとともに、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受け、定期的におよび必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図っています。

【参考】マネジメント体制の概略図（2019年4月1日現在）



連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	315,699
現金及び預金	32,903
受取手形及び売掛金	171,611
商品及び製品	42,585
仕掛品	22,611
原材料及び貯蔵品	31,568
その他	15,020
貸倒引当金	(-) 599
固定資産	424,424
有形固定資産	331,316
建物及び構築物	88,100
機械装置及び運搬具	143,335
土地	80,510
リース資産	1,526
建設仮勘定	10,038
その他	7,807
無形固定資産	7,106
リース資産	35
のれん	643
その他	6,428
投資その他の資産	86,002
投資有価証券	55,567
長期貸付金	255
退職給付に係る資産	6,620
繰延税金資産	12,151
その他	12,037
貸倒引当金	(-) 628
繰延資産	163
社債発行費	163
資産合計	740,286

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	226,063
支払手形及び買掛金	102,223
短期借入金	51,371
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	515
未払金	29,554
未払法人税等	4,106
賞与引当金	7,163
受注損失引当金	457
その他	20,674
固定負債	159,671
社債	50,000
長期借入金	74,275
リース債務	1,138
繰延税金負債	1,964
役員退職慰労引当金	595
特別修繕引当金	1,532
事業損失引当金	600
退職給付に係る負債	7,011
資産除去債務	1,884
その他	20,672
負債合計	385,734
純資産の部	
株主資本	321,663
資本金	58,435
資本剰余金	40,355
利益剰余金	235,671
自己株式	(-) 12,798
その他の包括利益累計額	7,857
その他有価証券評価差額金	4,217
繰延ヘッジ損益	(-) 5
為替換算調整勘定	6,075
退職給付に係る調整累計額	(-) 2,430
新株予約権	626
非支配株主持分	24,406
純資産合計	354,552
負債・純資産合計	740,286

連結損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		730,157
売上原価		600,301
売上総利益		129,856
販売費及び一般管理費		85,305
営業利益		44,551
営業外収益		11,375
受取利息	271	
受取配当金	1,768	
持分法による投資利益	4,914	
その他	4,422	
営業外費用		8,073
支払利息	1,083	
その他	6,990	
経常利益		47,853
特別利益		861
固定資産売却益	79	
投資有価証券売却益	19	
補助金収入	763	
特別損失		4,036
固定資産処分損	2,190	
減損損失	882	
投資有価証券評価損	964	
税金等調整前当期純利益		44,678
法人税、住民税及び事業税		9,105
法人税等調整額		1,313
当期純利益		34,260
非支配株主に帰属する当期純利益		1,761
親会社株主に帰属する当期純利益		32,499

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	131,549
現金及び預金	7,843
受取手形	387
売掛金	67,606
商品及び製品	16,271
仕掛品	6,024
原材料及び貯蔵品	17,243
前払費用	1,225
短期貸付金	4,726
未収入金	9,665
その他	637
貸倒引当金	(-) 83
固定資産	335,167
有形固定資産	179,061
建物	22,544
構築物	37,005
機械及び装置	56,361
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	1,925
土地	53,008
リース資産	340
建設仮勘定	7,866
無形固定資産	3,059
ソフトウェア	1,240
その他	1,819
投資その他の資産	153,046
投資有価証券	14,695
関係会社株式	119,304
長期貸付金	9
前払年金費用	8,000
繰延税金資産	1,553
その他	10,930
貸倒引当金	(-) 1,447
繰延資産	162
社債発行費	162
資産合計	466,880

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	160,122
支払手形	211
電子記録債務	7,572
買掛金	40,992
短期借入金	40,217
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	75
未払金	16,138
未払費用	5,109
未払法人税等	174
前受金	131
預り金	35,828
前受収益	437
賞与引当金	3,226
その他	7
固定負債	130,962
社債	50,000
長期借入金	67,309
リース債務	294
長期未払費用	6,305
関連事業損失引当金	1,323
その他	5,729
負債合計	291,084
純資産の部	
株主資本	171,831
資本金	58,434
資本剰余金	39,211
資本準備金	35,637
その他資本剰余金	3,574
利益剰余金	86,679
その他利益剰余金	86,679
配当引当積立金	120
減債積立金	300
固定資産圧縮積立金	4,987
特定災害防止準備金	56
別途積立金	12,000
繰越利益剰余金	69,216
自己株式	(-) 12,494
評価・換算差額等	3,337
その他有価証券評価差額金	3,337
新株予約権	626
純資産合計	175,795
負債・純資産合計	466,880

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		312,464
売上原価		267,482
売上総利益		44,981
販売費及び一般管理費		34,103
営業利益		10,878
営業外収益		15,626
受取利息及び配当金	12,327	
その他	3,299	
営業外費用		6,261
支払利息	769	
支払補償費	692	
その他	4,799	
経常利益		20,243
特別利益		791
補助金収入	763	
その他	27	
特別損失		3,900
固定資産処分損	1,891	
関係会社株式評価損	926	
減損損失	1,023	
その他	59	
税引前当期純利益		17,134
法人税、住民税及び事業税		1,331
法人税等調整額		(-) 69
当期純利益		15,871

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

宇部興産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成 田 智 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 達 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 甲 斐 靖 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宇部興産株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宇部興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

宇部興産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成 田 智 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 達 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 甲 斐 靖 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宇部興産株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、「品質検査における不適切行為」につきましては、監査役会として、調査委員会の調査結果を踏まえた再発防止策の内容及び実施状況を確認、検証してまいりました。これら検証結果も踏まえ、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な取り組みが行われていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

宇部興産株式会社 監査役会

常勤監査役	久保田	隆昌	㊞
常勤監査役	山元	篤	㊞
監査役	落合	誠一	㊞
監査役	須田	美矢子	㊞

(注) 監査役落合誠一及び監査役須田美矢子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

[illegible]

[illegible]

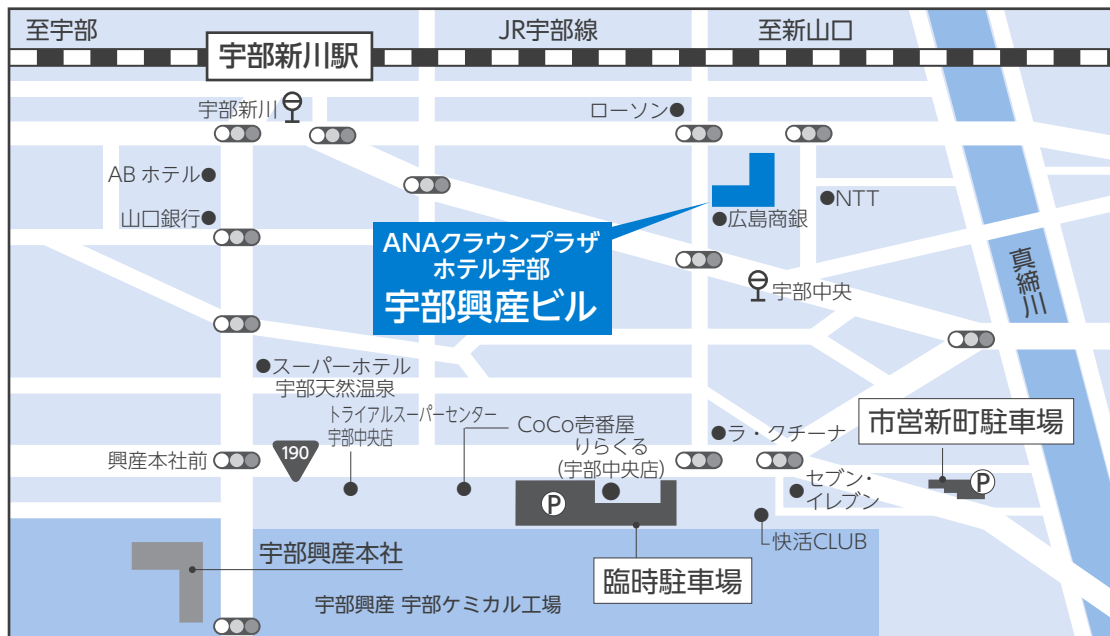
[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 宇部興産ビル 3階大会議場 (住所：山口県宇部市相生町8番1号)



会場へのアクセスのご案内

【お車をご利用の方】

「臨時駐車場」（宇部興産中央町駐車場）および「市営新町駐車場」を無料でご利用頂けます。

(なお、駐車可能台数に限りがありますので、満車の際はご容赦下さい。)

また、「臨時駐車場」より会場まで送迎用無料シャトルバス・タクシーを用意しておりますのでご利用下さい。

【公共交通機関をご利用の方】

JR宇部線 宇部新川駅 より 徒歩約5分

バス停「宇部中央」（宇部市営バスほか）より 徒歩約3分

【アクセス関係お問合せ】

電話：0836-31-2111 (宇部興産(株) 宇部渉外部)

宇部興産株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

